

事業者の皆さんへのお知らせ 申 詳 商工振興課 ☎823-9375

▶ 自社商品を県外・海外に売り込もう！ ～高知市販路拡大サポート事業費補助金～

アフターコロナを見据え、首都圏・海外等で開催される展示会・見本市（オンライン含む）への出展や、全国紙・WEB媒体の広告掲載により、積極的に新たな取引先の開拓を進める中小企業者等の皆さまをサポートします。申請書など、詳しくは商工振興課HPをご覧ください。お問い合わせください。



対象者 中小企業者のうち、市内に、法人は主たる事業所または本社等を有する、個人は主たる事務所を有し、かつ市に住民登録がされている方

対象事業 自社開発商品（無形のものには工法・構法・ソフトウェアに限る）に関する以下の事業

- ①見本市出展事業
県外・海外で開催する、商談を目的とした見本市への出展に関する事業（オンライン含む）
- ②販路拡大促進事業
対面式見本市へ出展する際に発生する旅費に関する事業
- ③広告掲載事業
全国的な新聞・雑誌（地方紙を除く）媒体や、インターネット媒体（パナー・SNS・動画・検索連動）への広告掲載に関する事業

対象期間 3月1日（火）～ 令和5年2月28日（火）

対象経費

- ①見本市出展事業
見本市（オンライン除く）…小間料、小間装飾料、備品借上料、電気水道使用料、製品運搬料、その他（チラシ等の印刷費や通訳料等）
- オンライン見本市…小間料（展示会登録料、ページ掲載料、機能使用料等）、小間装飾料（動画等のコンテンツ作成費用、コンテンツ掲載料等）
- ②販路拡大促進事業
見本市出展に係る交通費（公共交通機関利用に限る）・宿泊費
- ③広告掲載事業
広告掲載料などの掲載に係る費用

助成金額

- ① 上限 40万円（補助率 2分の1）
- ② 上限 10万円（補助率 2分の1）
- ③ 上限 20万円（補助率 2分の1）

募集期間 3月22日（火）～ 令和5年1月31日（火）
※予算がなくなり次第、受け付け終了

▶ 広告活用販売促進支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、来店型店舗への客足が伸び悩み、売り上げ低迷が長期化する中、感染症対策を充分に行いながら、客足の回復と売り上げ確保をめざすための広報を支援します。詳しくは商工振興課HPをご覧ください。



対象者 市内で来店型店舗を営む中小企業者のうち、市内に、法人は店舗および本社等を有し、個人は店舗を有し、かつ市に住民登録がされている方

支援金額 上限 30万円（支援率 4分の3）

対象事業 新型コロナウイルスの影響を受けている市内事業者が、経済活動において顧客を呼び戻すために行う広告・宣伝の取り組み

対象期間

- 1期 6月1日（水）～8月31日（水）
- 2期 9月1日（木）～11月30日（水）
- 3期 12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

※申請は1事業者（代表者）につき1回限り

対象経費

- ①電波媒体広告に係る経費
テレビ・ラジオCM放送費用など
- ②紙媒体広告に係る経費
新聞広告掲載・新聞オリコミ等費用、タウン誌への広告掲載費用、ポスティング費用など
- ③OOH媒体広告に係る経費
電車・バスの車体・車内（中吊り）広告費用、デジタルサイネージ・看板広告掲載費用など
- ④WEB媒体への広告掲載経費
Yahoo!、Google、Twitter等のSNS広告費用

※広告素材制作費（デザイン料等）は対象外

募集期間

- 1期 1次募集 5月9日（月）～13日（金）
- 2期 1次募集 8月1日（月）～8日（月）
- 3期 1次募集 10月31日（月）～11月4日（金）

※各期とも「1次募集」で予算枠に達しない場合は「2次募集」を行います。令和3年度の同事業の支援受給者は「2次募集」でのみ申請可能。

ワクチン接種に関するお知らせ 申 詳 新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-920-737（受付時間 9時～17時）

▶ 武田／モデルナ社ワクチン接種について

高知市では、令和4年2月7日から市内医療機関での武田／モデルナ社ワクチンの追加接種（3回目接種）を開始しています。

追加接種では1・2回目に受けたワクチンの種類（ファイザー社、武田／モデルナ社、アストラゼネカ社）にかかわらず、ファイザー社または武田／モデルナ社、いずれかのワクチンの接種を受けることができます。

ファイザー社ワクチンと有効性や安全性はほぼ同じです。武田／モデルナ社ワクチンの接種医療機関を順次増やしていますので、接種をご検討ください。



▶ 高知市に転入をされた方へ

高知市で新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるためには、高知市が発行する接種券が必要です。接種を希望される方は、これまでの接種記録を確認する必要があるため、**新型コロナウイルスワクチン接種履歴届出書（転入者用）**をご提出ください。

提出先 中央窓口センター（本庁舎1階）、地域保健課ワクチン接種推進係（本庁舎3階）、各地域の窓口センター

※届出書は各窓口でご用意しています。

※証明等の添付書類は不要です。ただし、海外で接種された方は接種記録が分かる証明書等の写しが必要です。

※転入前の市区町村で発行された接種券は使用できませんので、破棄をお願いします。

市民の皆さんへのお知らせ 申 詳 子育て給付課子育て世帯特別給付金担当 ☎821-6515

▶ 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）

令和3年9月（高校生のみを養育する方は令和3年10月）～令和4年2月28日の間の離婚等により「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取っていない方に対し、支援給付金を支給します。

給付金を受け取っていない方で、以下のいずれかに該当する方（ただし、令和2年中の収入が児童手当の所得制限限度額未満の方に限り）

- ①令和3年9月分は児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の受給者になった方
- ②令和3年9月30日時点で高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している方
- ③その他これらに準ずる方（DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により養育者が変わっている場合等）

対象者

支給額 児童1人当たり 10万円
※元養育者から既に給付金の一部を受け取っていたり、児童のために消費されていたりする場合はその額を差し引いた額

締め切り 4月28日（木）まで（必着）

給付金を受け取るためには**申請が必要**です。詳しくは子育て給付課HPをご確認いただくか、お問い合わせください。



▲子育て給付課HP

